

資料

静岡県下の日系ブラジル人の健康保険加入状況

布川 日佐史

はじめに

80年代末から静岡県下へ外国人の大規模な流入が始まってから10年が過ぎようとしている。周知のように、浜松市およびその周辺は北関東の群馬県太田市・大泉町周辺と並び、日系外国人にとって夢をかなえる目的の地となってきた。現在、10年という時間の経過に伴い「定住化」の進展が一般に語られるようになってきている。はたしてそれは日本の社会保障システムや一般の労働市場の枠内に外国人を組み入れるという形で進んでいるのか、それとも日本の社会・労働システムと切り離れたところでの「定住化」なのであろうか。

本稿は、こうした点の総合的な分析を始める前提として、現時点で入手可能な限りの資料をもとに¹、静岡県内で働き、暮らす日系ブラジル国籍の人たちが、日本の医療保険システムにどれだけ包摂されているのか、またはその枠外におかれているのか検討する。

以下、第一章では静岡県内への外国人の流入と「定住化」の進展の動態を外国人登録のデータをもとに確認する。次に第二章において、日系ブラジル人が日本の健康保険制度の外に置かれている状況を示す。日系ブラジル人の中で、日本の医療保険制度にカバーされているのは2割強、多く見積もっても3割には達しないのではないかとというのが、ここでの結論である。こうした状況を生み出す原因や背景、それへの行政側からの対応への評価などの考察については、別稿を予定している。

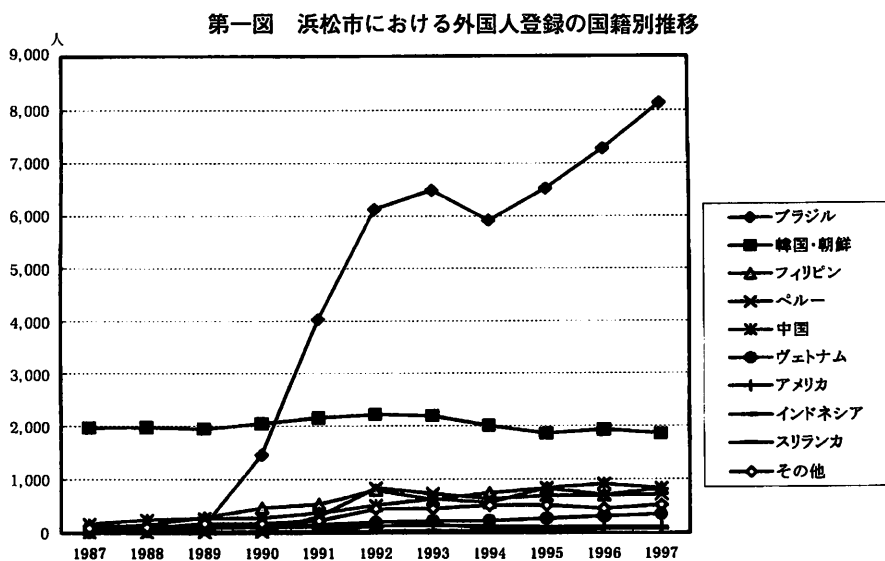
第一章 静岡県内の外国人登録者の推移

第一節 浜松市における外国人登録者の急増

外国人流入の先進地である浜松市において1980年代後半から日系ブラジル人が急増した様子を、同市

¹ ここに掲載する資料は、静岡県内の外国人支援ボランティアグループおよび外国人自身のグループが行なった調査結果である。静岡市を中心に活動する「アジアを考える静岡フォーラム」、浜松市を中心に活動する「外国人労働者と共に生きる会・浜松」と「グルッポ ジェスチサ エ パス」は、外国人の医療保障問題に関して行政への提言や実態調査を行なっている。

の外国人登録者数をもとに確認しておこう（第一図参照）。1988年にはわずか28人だったブラジル国籍の外国人登録数が、92年までの4年間で一気に6,000人台に達した。サッカー選手などごく一部の人を除いて、このうちほとんどが日系ブラジル人である。93年から94年にかけては景気後退を反映して日系ブラジル人の数は減った。当時「外国人出稼ぎ労働」は転機を迎えたとの評価もあったが、この減少傾向は続かず、翌年には再び増加に転じ93年水準をすぐに回復した。それ以降80年代の上昇率には及ばないとはいえ、94年からの3年間で2,000人増加している。97年に入ってからの急増は著しく、1月から8月末までだけで1,300人増加し、9,000人台に達した（第二図）。浜松市に外国人登録する日系ブラジル人が1万人を超えるのは今や時間の問題となっている。



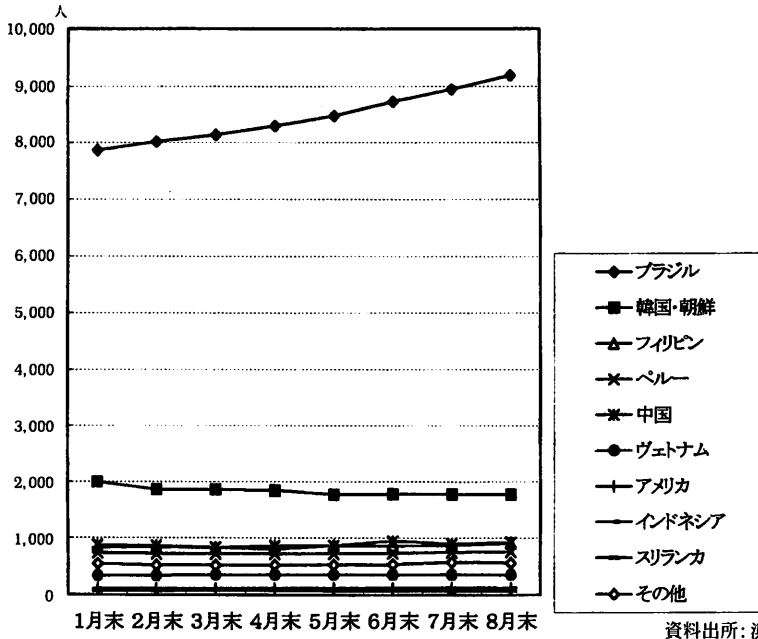
資料出所: 浜松市 (各年3月末現在)

第一表 浜松市における外国人登録者数と総人口に占める外国人比率の推移

国籍	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
ブラジル	10	28	146	1,457	4,040	6,132	6,489	5,920	6,527	7,279	8,136
韓国・朝鮮	1,969	1,973	1,945	2,040	2,153	2,213	2,180	2,001	1,857	1,930	1,857
フィリピン	117	157	290	470	535	797	624	746	828	699	822
ペルー	1	2	8	17	312	836	734	639	692	705	719
中国	169	245	277	284	374	519	634	568	838	909	827
ヴェトナム	99	106	119	136	160	199	226	233	266	315	347
アメリカ	67	80	98	112	113	138	140	124	115	115	109
インドネシア	31	32	20	39	47	127	178	75	89	72	75
スリランカ			9	11	25	38	38	37	48	73	79
その他	94	114	176	182	232	457	457	518	515	457	523
合計	2,557	2,737	3,088	4,748	7,991	11,456	11,700	10,861	11,775	12,554	13,494
住民登録	517,792	522,299	525,975	528,768	530,905	545,863	548,125	550,213	552,401	555,018	559,174
総人口	520,349	525,036	529,063	533,516	538,896	557,319	559,825	561,074	564,176	567,572	572,668
外国人比率	0.49%	0.52%	0.58%	0.89%	1.48%	2.06%	2.09%	1.94%	2.09%	2.21%	2.36%

資料出所: 浜松市 (各年3月末現在)

第二図 浜松市における97年前期の外国人登録者数



これに伴い浜松市内及び周辺地域において日系ブラジル人のコミュニティが独自の特徴を示しながら形成されてきている。滞在期間の長期化、家族の呼び寄せなど「定住化」の傾向も進んでいる²。

第二節 静岡県内の外国人登録の特徴

こうした傾向は浜松市内にとどまるものではない。第二表は、静岡県下全市町村における外国人登録者の現状をまとめたものである。ここで明らかのように、浜松市周辺の湖西市、磐田市などの外国人比率は浜松市のそれを上回っており、自動車・二輪・楽器などの製造業が立地している県西部地域（遠州地域）への外国人の集中度の高さを示している。見落としてならないのは、浜松市以東の県中部地域、とりわけ小笠郡などの郡部にまで日系ブラジル人の集中が見られることである。小笠町の8.2%を筆頭に、大東町、御前崎町、榛原町、菊川町など、製造業の下請事業所や水産加工関連事業所の多い県中部の町では県西部を大きく上回る外国人比率となっている。このように静岡県内では西部、中部を中心に、県内全域で日系ブラジル人の外国人登録数が上昇してきた。県全体では96年末でブラジル国籍の人の外国人登録総数は約3万人に達している（全国で約19万人）。

² 浜松市における日系ブラジル人のコミュニティ形成と「定住化」に伴う諸問題については、静岡大学人文学部社会学科の研究グループによる調査結果を参照のこと。問庭充幸（研究代表者）『わが国の国際化に伴う文化的・階層的摩擦と受容体制の社会的調査研究—静岡県を中心に—』（平成6～8年度科学研究費補助金研究成果報告書、1997年3月）

第二表 静岡県下全自治体の外国人登録者数

市区町村名	外国人登録者						住民基本台帳総人口	住民基本台帳総世帯数	*比率 (%)
	総数	ブラジル	韓国・朝鮮	フィリピン	中国	ペルー			
静岡県全体	53,144	29,057	7,519	4,164	3,749	3,538	3,718,312	1,182,706	1.4
静岡市	3,905	368	1,681	523	695	19	471,106	163,561	0.8
浜松市	13,197	7,714	2,006	775	798	722	550,213	183,783	2.3
沼津市	2,118	573	437	244	219	322	213,360	74,545	1.0
清水市	1,998	904	483	208	138	91	240,794	78,374	0.8
熱海市	491	144	69	125	40	36	46,375	20,916	1.0
三島市	931	307	267	36	84	59	106,545	36,408	0.9
富士宮市	988	470	99	59	175	86	120,366	37,171	0.8
伊東市	391	33	63	162	30	7	74,245	29,347	0.5
島田市	680	401	44	59	18	40	75,717	21,629	0.9
富士市	2,993	1,585	470	170	258	293	228,270	69,897	1.3
磐田市	2,139	1,364	90	91	179	143	84,372	26,188	2.5
焼津市	1,264	704	208	76	62	115	115,707	34,487	1.1
掛川市	980	619	91	76	41	88	76,068	20,993	1.3
藤枝市	858	505	122	53	69	40	124,474	36,069	0.7
御殿場市	1,826	910	250	192	41	187	79,492	26,338	2.2
袋井市	881	546	62	113	87	37	56,287	16,320	1.5
天竜市	240	93	93	8	15	16	24,275	6,596	1.0
浜北市	991	701	80	56	17	79	83,022	22,978	1.2
下田市	149	8	54	28	24	1	29,127	11,016	0.5
裾野市	698	370	30	66	31	97	49,981	15,868	1.4
湖西市	2,036	1,444	39	15	157	223	42,536	13,223	4.6
東伊豆町	217	55	23	80	12	3	16,598	8,872	1.3
河津町	29	2	18	4	1		9,069	2,982	0.3
南伊豆町	38	4	4	9	2	11	10,937	3,755	0.3
松崎町	6		2				9,327	3,005	0.1
西伊豆町	88	20	29	17	7	2	8,624	2,916	1.0
賀茂村	20	9			7		3,951	1,314	0.5
伊豆長岡町	138	45	15	57	2	4	15,201	4,762	0.9
修善寺町	106	44	33	11	4	1	17,596	5,506	0.6
戸田村	7		2				4,765	1,497	0.1
土肥町	14			1	4	7	5,842	2,053	0.2
函南町	140	13	55	14	6	7	36,468	11,490	0.4
蕪山町	164	47	13	16	13	18	18,805	5,998	0.9
大仁町	114	62	20	11	5		15,787	4,910	0.7
天城湯ヶ島町	49	33	3	2	1	4	8,031	2,359	0.6
中伊豆町	12	1	2		2		7,932	2,317	0.2
清水町	454	260	47	18	14	50	28,799	9,717	1.6
長泉町	514	261	111	12	37	20	33,514	11,489	1.5
小山町	219	121	17	19	7	39	22,579	7,548	1.0
芝川町	8	2		1	4		10,522	2,664	0.1

静岡県下の日系ブラジル人の健康保険加入状況

市区町村名	外国人登録者						住民基本台帳総人口	住民基本台帳総世帯数	*比率 (%)
	総数	ブラジル	韓国・朝鮮	フィリピン	中国	ペルー			
富士川町	145	123	3	5		11	18,173	5,057	0.8
蒲原町	175	150	5	12	1	3	14,369	4,115	1.2
由比町	52	27	3	9	2	7	10,782	2,790	0.5
岡部町	77	51	13	2	4	2	13,742	3,495	0.6
大井川町	380	149	8	3	16	131	23,285	6,068	1.6
御前崎町	382	310	2	54	2	2	11,601	2,984	3.2
相良町	385	178	28	85	20	49	27,178	6,824	1.4
榛原町	768	595	12	115	21	5	25,086	6,429	3.0
吉田町	641	507	8	33	4	61	26,250	6,945	2.4
金谷町	43	13	3	5	9		22,108	5,736	0.2
川根町	38	22	2	1		5	7,249	1,818	0.5
中川根町	12	9			1		7,169	1,965	0.2
本川根町	15	1	2		12		3,777	1,189	0.4
大須賀町	227	180	1	11	17	7	12,356	3,210	1.8
浜岡町	589	414	11	102	19	15	22,789	6,335	2.5
小笠町	1,291	1,140	11	27	36	48	14,455	3,829	8.2
菊川町	929	730	29	27	50	69	30,193	8,054	3.0
大東町	1,236	1,020	7	63	66	54	20,440	5,086	5.7
森町	146	100	36	2	5	1	21,502	5,510	0.7
春野町	44	26		5	7	2	7,255	2,100	0.6
浅羽町	486	363	7	25	35	23	17,227	4,559	2.7
福田町	111	81	9	5	3	4	19,169	4,926	0.6
竜洋町	764	643	35	6	14	45	19,026	5,142	3.9
豊田町	820	720	27	34	7	20	26,718	7,528	3.0
豊岡村	47	24	4	5	4	6	11,770	2,936	0.4
龍山村	1			1			1,519	466	0.1
佐久間町	58	7	17	1	32		6,987	2,386	0.8
水窪町	22	15	5	1	1		4,373	1,453	0.5
舞阪町	141	68	47	12	3	9	11,679	3,415	1.2
新居町	489	330	4	91	1	32	16,925	4,930	2.8
雄踏町	105	38	16	1	8	37	14,104	3,792	0.7
細江町	173	99	16	3	11	17	20,369	5,973	0.8
引佐町	144	98	13	3	18	3	15,617	3,848	0.9
三ヶ日町	117	84	3	8	4	3	16,301	3,952	0.7

*比率(外国人比率) = 外国人登録者総数 / (住民基本台帳登録者 + 外国人登録者総数)

資料出所：外国人登録については、静岡県より(1996年12月末現在)。

住民基本台帳登録については、『平成8年度版厚生白書』(CD-ROM版)。

第二章 日系ブラジル人の健康保険加入状況

第一節 無保険者の実態—「検診会」の結果より—

昨年 10 月 27 日に浜松市内で「外国人のための無料健康相談と検診会」がおこなわれた。これは、「浜松中ロータリークラブ」の創立 10 周年事業としての資金援助や、市内企業からの機材提供、「外国人労働者と共に生きる会・浜松（ヘルスの会）」などのボランティア団体の協力による画期的な共同事業である。受診した外国人は 259 人にのぼった³。

問診票に記入された健康保険の加入状況を国籍別に集計したのが、第三表である⁴。

受診者全体の中で、社会保険⁵もしくは国民健康保険いずれかの公的健康保険に加入していると答えた人は 24 %、全体の四分の一にすぎない。不明と答えた 17 人を除いても、242 名中 175 名、72 %の人が無保険者である。なお、公的健康保険に加入していると答えた人の中には、日本人と結婚したフィリピン女性のように被扶養家族として保険されている外国籍の人たちも含まれている。ブラジル国籍の人だ

³ 受診希望をした人は 370 名に及んだが、会場の制約等から限定せざるを得なかったとのことである。健康診断や医療相談に対する外国人のニーズの高さが現れている。

ボランティアスタッフとして医療関係だけで 50 名以上、総計 209 名が協力した。「検診会」実施にいたる経過と当日の様子、参加者の感想などは、浜松中ロータリークラブ編『外国人のための無料健康相談と検診会 報告書』（1996 年）にまとめられている。

なお昨年の検診会の協力団体・個人が母体となり、97 年 7 月に「浜松外国人医療援助会」が設立された。同会の会則によれば、①外国人のために低額（つごうにより無料）で検診会を実施すること、②外国人に対する医療体制の不備を改善すべく、行政当局に働きかけること、③遠州地方の企業に働きかけ、社会保険への加入を推進させることの三つが同会の主要事業である。検診事業はこの「援助会」によって継続されることとなった。

⁴ 検診結果の検討は本稿の課題ではないが、検診から明らかになった外国人労働者の健康異常・健康状況の概要を示せば、次の通りである。

- ①胸部レントゲン検査…202 名の受診者の内、再検査が 13 名。
- ②心電図検査…53 名が検査を受け、心房細動 1 名、虚血性心疾患の疑いのあるものが 4 名。
- ③高血圧症…高血圧者が 8 名、治療中のものは 1 名のみ。
- ④糖尿病…3 名に陽性が認められ、1 名は重症とされ、参加した保健婦の指導を受けた。
- ⑤肝障害…異常の見られたものが 7 名、うち肝炎の疑いのある人が 1 名あった。
- ⑥高脂血症…総コレステロール値の高いものが 22 名と多く、中性脂肪については、27 名が異常と判定された。
- ⑦胃炎・胃潰瘍…胃炎の症状が 4 名にみられ、胃潰瘍の治療を受けている人が 1 名あった。
- ⑧その他…貧血 5 名、気管支喘息 3 名、気管支炎 2 名、白血球増多 4 名など。

参加した医師によれば、健康状況については日本人一般と大きな違いがあるわけではない、また、当日受診した人のうち、21 歳から 40 歳が 159 名と過半を占め、中高年者は 47 名と少なく、こうした年齢構成を反映し、受診者の健康状態はおおむね良好であったとのことである。こうした年齢構成と健康状態は当日の受診者だけでなく、外国人一般にあてはまるものであろう。

上記の検診結果の整理項目には入っていないが、医師グループが強調している問題は、問診の際に腰痛を訴えた人が多数にのぼったことである。入院や手術を必要とするほどの症状ではないが、腰痛に苦しみながらきつい作業に従事している人が多い。肉体的負荷の大きい労働現場の実態がここに反映しているといえよう。もし腰痛が悪化し、作業を継続できなくなるようなら、彼らの日本での生活基盤は崩れ去ってしまう。

⁵ ここでは、被用者の職域医療保険について、一般に使われている「社会保険」という呼び方をする。

第三表 国籍別健康保険加入状況

	社会保険	国民健康保険	民間旅行者傷害保険	なし（不明）	総数
ブラジル人	14	18	28	91 (9)	160
ペルー人	10	8	0	26 (3)	47
フィリピン人	5	5	1	6 (2) *生保 (4)	23
ネパール人	0	0	0	17	17
中国人	0	1	1	2	4
イラン人	0	0	0	1 (1)	2
スリランカ人	0	0	0	0 (2)	2
日本人	0	1	0	1	2
パキスタン人	0	0	0	1	1
ベトナム人	1	0	0	0	1
計	30 11.60%	33 12.70%	30 11.60%	145 (17) 56.0% (6.6%)	259名

*生活保護医療扶助が4名

資料出所：浜松中ロータリークラブ編『外国人のための無料健康相談と検診会 報告書』（1996年）p. 16

けをみれば、受診者全体よりも公的健康保険加入率はさらに低く、受診160名中、社会保険に14名（8.8%）、国民健康保険に18名（11.2%）、あわせて32名（20%）しかカバーされていない。

いうまでもないが、ブラジル国籍の人たちは「不法滞在」ではなく、ブラジル移民およびその子孫、配偶者として「定住者」もしくは「日本人の配偶者等」という在留資格を持った正規滞在であり、滞在中の活動は何ら制限されることはない。就労も当然、合法である。またこれも周知のことだが、日本の健康保険制度にいわゆる国籍条項はない。外国籍であるからといって、日本の「皆保険」体制の埒外であるということにはならない。雇用労働者として働いている限り、職域の社会保険に当然強制加入であるし、職域の社会保険にカバーされない人は、自治体の国民健康保険へ加入しているはずである。

来日当初は我々が海外旅行をする時と同様に、民間の旅行者傷害保険に頼るということは十分ありうる。ただし、日系ブラジル国籍の人たちは旅行者として日本に短期間滞在するというのではなく、一般日本人と同じく労働者およびその家族として、また市民として暮らしているのである。にもかかわらず、公的健康保険制度にカバーされている人は2割にすぎない。「外国人のための無料健康相談と検診会」は、労働者として働き、市民として暮らしている日系ブラジル人が日本の社会保障制度の枠外におかれたままになっている事実の一端を鋭く指摘することとなった。

では、ここに示された約2割というカバー率は、検診会に集まった人たちの何らかの特性によるもののだろうか。それとも、この低さは県下に暮らす日系ブラジル人約3万人に一般化できるのであろうか。入手可能な公的統計資料から裏付けてみよう。

第二節 社会保険（被用者職域健康保険）の適用現状

社会保険は、事業所単位で適用を受け、そこに勤務する人が被保険者となる。その家族も被扶養者と

して社会保険にカバーされる。すべての法人事業所および5人以上従業員のいる個人事業所（飲食業、サービス業、農林漁業等を除く）は、強制適用の対象である。被保険者資格は、臨時的、季節的雇用でなく常用的使用関係にあり、勤務時間・日数が一般の四分の三より短くないことである。これらを満たせば、国籍に関係なく被保険者資格が生じる。日系ブラジル人の就労状況を見ると、ほとんどの人たちが、事業所規模、就労期間、就労時間など被保険者たる条件をいずれもクリアーしている。

では、どれだけの人が社会保険に加入しているかという点、残念ながらこれを示す公的な資料はない。静岡県の担当者からの回答は以下の通りである。

「社会保険制度は、国籍に関係なく被保険者になります。

したがって、国籍をもって被保険者を管理していないため、外国籍定住者の健康保険（及び厚生年金保険）加入者数は把握していません。」（静岡県保険指導課）

実際に加入している人を示す資料がないだけでなく、そもそもどれだけの人が社会保険の加入対象となっているのか、すなわち、どれだけの人が雇用労働者として働き、被保険者資格を本来的に有しているのか、これを示す公的な資料もない。代替データとして外国人登録の年齢別統計をもとに、とりあえず16歳以上の稼働年齢にある人を示しておこう⁶。浜松市では、97年3月末現在で、ブラジル国籍全登録8,136人中、16歳未満登録者数が1,251人であり、稼働年齢にある人は6,885人、84.6%である。静岡県全域では、稼働年齢にあるブラジル人の比率はこれを上回る88%、実数で約2.6万人である（96年3月末現在）⁷。夫婦で暮らしている日系ブラジル人のほとんどが、共稼ぎをしている。高齢者、妊婦、乳幼児を抱えた女性や生徒・学生などがあるとしても、2.6万人の稼働年齢者の大半は雇用労働者として何らかの就労をしており、社会保険の強制適用被保険者の資格を有しているとみなすことができるのではないだろうか。

就労者の総数が不明だけでなく、雇用形態も依然として明らかになっていない。日系ブラジル人のなかで、実際に就労している事業主に直接雇用されている人は僅かであり、ほとんどがいわゆる「派遣会社」（業務請負業者）に雇用されている。こうした「派遣会社」が媒介する間接雇用形態ゆえ、外国人労働者の労働・社会保険への適用手続きがあいまいにされているのではないかという指摘はこの10年間繰り返されてきた。しかし、県下の「派遣会社」の実態は未だ明らかではない⁸。

以上のことから、公的な資料をもとに、先に見た「検診会」受診日系ブラジル人160人中、社会保険によってカバーされているのは14人、8.8%にすぎなかったという結果がブラジル人全体へ一般化できるものかどうか、残念ながら検証することはできない。

⁶ 「グルッポ ジェスチサ エ パス」の調査による。

⁷ 「グルッポ ジェスチサ エ パス」の調査による。なお、16歳未満の子供たちが実数で4,000人、比率で1割以上というこの数字は、家族の呼び寄せ、「定住化」の進展を示している、と同時に、義務教育年限にある子供たちへの多様な対応が必要となっていることも示唆するものである。

⁸ 業務請け負い事業として届出のあった事業所が浜松市内に274社あり、そのリストに基づいて社会保険事務所が加入の促進を行なうことになっているとのことではあるが、その成果は現時点ではまだ明らかになっていない。

第三節 国民健康保険の適用状況

(1) 県下21市における適用状況

国民健康保険の加入状況については、公的データを示すことができる。国籍別加入者数を県下自治体から可能な限り収集し、ブラジル国籍の人の国民健康保険適用率を計算してみたのが、第四表の最右列の適用率である。(ここでは、第四表に示した各自治体において国民健康保険に加入しているブラジル国籍者の人数を、第二表で示した当該自治体に外国人登録をしたブラジル国籍者総数で除して適用率をもとめた。)

これを見ると、自治体によって日系ブラジル人に対する国民健康保険適用率が大きく異なっているこ

第四表 外国人の国民健康保険加入状況

	国民健康保険加入外国人数											国民健康保険加入全住民		適用率 ブラジル人 (%)	
	総 数	ブラジル		韓国・朝鮮		フィリピン		中 国		ペ ル ー		世帯数 (年間平均)	全住 民 加入 率 (%)		
		世帯数	人 数	世帯数	人 数	世帯数	人 数	世帯数	人 数	世帯数	人 数				
静岡県	8,601											490,243	42.7	—	
静岡市	1,206	25	64	189	496	79	91	110	235	4	8	63,253	39.7	17.4	
浜松市	2,688	480	1,060	445	839	141	156	180	239	29	62	69,060	38.6	13.7	
沼津市	481	国籍別の統計はない											30,055	41.5	—
清水市	556		317		142		48		41		38	32,428	42.5	35.1	
熱海市	177		80		27		20		7		17	10,922	52.4	55.6	
三島市	322		64		144		11		15		10	13,972	39.4	20.8	
富士宮市	275		138		54		20		28		47	15,813	44.3	29.4	
伊東市	144		19		24		43		16			15,571	54.9	57.6	
島田市	71	22	44	10	15	5	5					9,000	43.1	11.0	
富士市	593		228		162		90		29		90	26,602	39.4	14.4	
磐田市	232		107		21		23		17		3	10,624	41.6	7.8	
焼津市	210	31	64	59	102	11	11			11	19	13,979	42.1	9.1	
掛川市	72		19		19		15				3	8,932	44.5	3.1	
藤枝市	96	25	45	27	45	15	15			2	5	13,812	40.1	8.9	
御殿場市	633	国籍別の統計はない											8,425	32.8	—
袋井市	156		117		12		6		8		5	6,604	43.1	21.4	
天竜市	80	17	29	6	9	6	7			2	2	3,505	53.4	31.2	
浜北市	161	44	101	14	27	6	7			5	16	9,323	41.7	14.4	
下田市	62				56		7		16			5,884	54.2	0.0	
裾野市	179	国籍別の統計はない											4,769	30.9	—
湖西市	207	国籍別統計はないが、ブラジル籍加入者が80% (約150人)											4,612	35.0	(10.3)

資料出所：外国籍住民のうちの国保加入者については「グループ ジェスチサ エ バス」による各自治体への聞き取り結果（自治体ごとにいつ現在かには若干のずれがある）、全住民数については『平成8年度版厚生白書』（CD-ROM版）をもとに作成。

とがわかる。静岡県東部の伊東市、熱海市が最も高い値を示しており、そこでは半数以上のブラジル国籍者が国民健康保険によってカバーされている。県中部の清水市など、30%台の自治体がそれに続く高いカバー率となっている。それと比べ、浜松市(13.7%)、浜北市(14.7%)、湖西市(10.3%、推定)、磐田市(7.8%)など、日系ブラジル人が集中している県西部地域の自治体では、適用率が著しく低くなっている。

日本の中で日系ブラジル人が集中するもう一つの典型地域である群馬県邑楽郡大泉町においては、外国人登録をしたブラジル人3,394人中、1,886人(55.6%)が国民健康保険にカバーされている⁹。また、浜松市においても、1992年までさかのぼれば、当時外国人登録をした約6,000人の日系ブラジル人の内、3,000人、約5割は国民健康保険に加入していた¹⁰。それが95年2月末には、外国人登録ブラジル人約6,500人中、国民健康保険加入者は約1,500人、23%のカバー率に低下し、現時点ではさらに約1,000人、13.7%となっている。浜松市では日系ブラジル人の急増の裏で、国民健康保険に加入している日系ブラジル人が実数及びそのカバー率ともに減少してきているのである¹¹。

日系ブラジル人の側に国民健康保険への関心の違いが生じたり、社会保険の適用が促進されたわけでもない。各自治体によって、また同じ自治体においても歴史的に、日系ブラジル人の国民健康保険の加入要件が異なっていることを示すものである。

(2) 静岡県下各市町村の国民健康保険加入要件

社会保険適用事業所に就労する外国籍の人は、社会保険への加入が当然であるとする92年3月の厚生省保険局国民健康保険課長による各都道府県民生主管部長あて通知が、自治体の実務に大きな影響を与えたことは良く知られている。それ以後、自治体の対応は二極化してきた。すなわち、一方では、社会保険適用事業所で就労している日系ブラジル人は、そこで社会保険に加入すべきとして、国民健康保険への加入を制限する自治体と、他方では、事業所を通じた健康保険加入が何らかの理由で難しい場合には生命に関わる問題でもあるので、とりあえず国民健康保険への加入を認める自治体¹²とへの二極化である。その点について静岡県下の市町村にアンケートをした結果が、第五表である¹³。

これをみると、厚生省通知に即した対応をしている自治体と、無保険者を作り出すことだけは避けよ

⁹ 97年1月末現在、「グループ ジェスチサ エ パス」の調査による。

¹⁰ 「グループ ジェスチサ エ パス」の調査による。

¹¹ かつて国民健康保険に加入していた人たちの一部が市外へ流出する一方、新しく浜松市に流入してくる日系ブラジル人は国民健康保険に加入していないということであろう。

¹² 国民健康保険への加入を促進している自治体もある。群馬県の大泉町では、日系ブラジル人を中心とする外国籍の人の国民健康保険への加入を促進するため、同時加入であるべき国民年金を切り離し、国民健康保険のみへの加入を認めてきた。外国人の抛出負担を軽減し、国民健康保険への加入を促進することがその目的である。

¹³ 「アジアを考える静岡フォーラム」が97年2月～3月に行なった「外国人施策の取り組み状況に関するアンケート調査結果」による。このアンケートは、県内21市53町村を対象に、「自治体の基本姿勢と外国人住民の市政参加、公務員採用」、「日本語・母国語教育」、「自治体による独自の医療・社会保障」、「住民サービス」について郵送によってたずねたものである。17市32町1村からの回答を得た。

第五表 自治体が定める外国人の国民健康保険加入要件

静岡市	原則1年以上、登録済み、社会保険適用事業所に勤務していても加入できるように努力する。
浜松市	国民健康保険法第6条による。
沼津市	未記入。
清水市	市での外国人登録、一年以上の在留期間を有するもの等。
熱海市	1年以上の居住を条件とするが、それ以内であっても滞在の目的が明確である場合加入してもらう。
三島市	他保険の適用がなく、市に1年以上居住予定である事。
富士宮市	外国人登録者で、滞在期間が1年以上と認められるもの。
島田市	当市に外国人登録しており、短期滞在者でないもののうち、無職又は勤務先や配偶者の健保に加入できないもの。
富士市	外国人登録法に基づく登録を行っており、社会保険適用事業所に勤務しておらず、在留期間が1年以上あるもの。
磐田市	国の基準と同じ。
焼津市	1年以上日本に滞在すると認められるもの。社会保険適用事業所に勤務しているものを除く。
掛川市	在留期間が1年以上であるもの（見込みも含む）。社会保険法適用事業所以外のもの。
藤枝市	滞在期間が1年以上見込める人。他は日本人と同じ。
袋井市	社会保険の加入資格を持たず、外国人登録の日から1年以上在住する事が確認できる場合。
天竜市	①1年以上滞在している事。②他の保険に加入していない事。
浜北市	①当市において外国人登録を行っている。②1年以上日本に滞在すると認められる（ビザ等を勧奨）。③社会保険の適用事業所に勤務していない。上記①～③の条件を全て満たしている者。
湖西市	在留期間が1年以上であるか、1年以上滞在すると認められる者、ただし、社会保険適用（法人組織）事業所に勤務する者とその扶養家族は除く。
河津町	被用者保険等に加入していない者で、外国人登録をしている者。
南伊豆町	(ア)外国人登録をしており、入国当初の在留期間が1年以上の者。(イ)1年未満であっても、外国人登録をしており、入国目的、入国後の生活実態等を勧奨し、1年以上滞在すると認められる者。
松崎町	住民登録のある者。
西伊豆町	外国人登録済み。
伊豆長岡町	日本に在留が1年以上あると認められる外国人登録者。
戸田村	外国人登録をし、1年以上滞在確実な者。
土肥町	未記入。
函南町	原則として1年以上滞在できる事が確認できるもの。
天城湯ヶ島	1年以上の町内在住と1年以上の就労予定者。
芝川町	特になし。
富士川町	入国当初の在留期間が1年以上。
蒲原町	1年以上日本に滞在し（旅行等の短期滞在者は対象外）当町に住所を有するもの。
岡部町	国の定める基準通り。
御前崎町	1年以上のビザ取得者及び社会保険適用事業所以外の外国人。
相良町	パスポート在留期間が1年以上ある者で社会保険のある会社へ勤めていない人。
榛原町	1年以上日本に滞在すると認められる者。健康保険のない事業所で働いているもの、または社会保険の資格が無いもの。
吉田町	外国人登録されている。吉田町に1年以上居住予定。社会保険に加入していない。
川根町	なし。
中川根町	1年以上日本に滞在すると認められるもの。
本川根町	なし。
大須賀町	外国人登録していて、被用者保険、国保組合の被保険者に該当しないもの。
菊川町	事業所に勤務していない方。
大東町	日本人と同じ。
森町	法律どおり。
春野町	保険料を口座振り込みにする事。
浅羽町	自営業者が条件。
福田町	外国人登録してあり、1年以上永住可能な人。
豊田町	社会保険加入資格の無い者、入国後1年以上の滞在期間を有する事。
水窪町	社会保険に未加入者は、国保の仕組みを理解してもらい加入。
舞阪町	所得状況。保険料納付を確実に。
雄踏町	一般住民と同じ。
細江町	国民年金にも加入。外国人が来日する目的は労働ですので勤務先の社保に加入してもらうというのが優先です。本人の意思で社保適用の勤務先にもかかわらず国保への加入はできません。
引佐町	外国人登録をしてあり、在留期間が1年以上で他の保険に加入していない者。

資料出所：アジアを考える静岡フォーラム「外国人施策の取り組み状況に関するアンケート調査結果（中間報告）」、1997年7月。

うとしている自治体の違いを見て取ることができる。日系ブラジル人が多く暮らす県西部の自治体のほとんどが、厚生省通知に基づき、社会保険適用事業所で働いている人には国民健康保険への加入を認めないとしている。こうした対応が、県西部での国民健康保険の低い適用率の背景にあると推測できる。

(3) 無保険者比率の推論

浜松市におけるブラジル国籍の人への国民健康保険の適用率は上記のとおり、13.7%という数値となった。一方、「検診会」受診者データによれば、ブラジル人全受診者 160 名中、国民健康保険に加入していると答えた人は 18 人、11.3%であった。計算結果よりも若干低めではあるが、「検診会」に集まったブラジル人に大きな特性やかたよりのあるわけではなく、受診者のデータにブラジル人全体の国民健康保険加入の一般的状況があらわれているとみなすことができよう。

そうであるなら、社会保険の適用状況も受診者データからほぼ一般化ができるのではないだろうか。「検診会」で社会保険に加入していると答えたブラジル人は 14 名、8.8%であった。それより若干高めだとして、10%ほどの人が社会保険にカバーされているということができないのではないだろうか。

これはあくまで推論であるが、以上より社会保険、国民健康保険の両者を併せてもカバー率は 25%弱であり、少なくとも静岡県西部地域においては、日系ブラジル人の四分の三が日本の公的健康保険制度・「皆保険」制度の枠外で、無保険の状態のままになっているといえるのではないだろうか

おわりに

静岡県内で暮らす日系ブラジル外国人の多くが無保険の状態にあることは以上で見てきたとおりである。無保険のまま「定住化」が進むと、さまざまな問題が生じてくる¹⁴。何よりも生命に関わる問題である。

社会保険適用事業所で雇用労働者として働く限り、日本人、日系ブラジル人の区別なく、社会保険の適用を受けるのは当然である。社会保険に関与する諸官庁による実態把握と、加入の促進が強く求められている。

現在、高齢化によって日本の社会保障制度の給付の受け手が増加するもとの、社会保障制度の担い手（拠出者）を増やそうとの議論が進んでいる。具体的には、女子パート労働者の社会保険加入条件を下げ、パート給与が低い人たちも厚生年金と職域の健康保険にできるだけ加入させるという方向であり、それにむけた各界からの提言があいつぎ、検討がすすめられている。女子パート労働者の社会保険加入要件が引き下げられると、事業主にとってはパート従業員を新たに社会保険に加入させ、企業主負担を被

¹⁴ 無保険者が多いゆえに医療費の未払いも生じざるをえない。前述の「アジアを考える静岡フォーラム」のアンケート調査によれば、回答を寄せた静岡県内の自治体の中で、自治体立病院において、外国人による医療費未払いが起きたのが、11 市 2 町あり、金額未収計の四市を除いて 8 市 2 町（静岡、清水、富士宮、磐田、焼津、掛川、藤枝、袋井、榛原、引佐）、報告してきた金額の総計は 17,807,484 円であった。

ることになる。こうした事態を忌避しようとする事業主が現れることも当然予測される。登録型派遣事業でも社会保険適用を回避する動きが強まってきている。外国人労働者が国籍を問わず社会保険にカバーされるための対応のみならず、こうした事態をもみこして社会保険加入を促進するシステム作りに着手することが求められているのである。

また、国民健康保険の適用についても、無保険者をつくらないということを基本とした運用を行なうことが、強く求められている。